

## 計画の目指す姿

（仮）誰もが生涯を通して健康で自分らしく心豊かに暮らすことで、健康寿命を男女とも日本一にする

## 計画の位置づけ

保健・医療・福祉・介護などの分野横断的な計画（横串計画）として11の関連計画の上位計画に位置づけ、関連政策を総合的かつ統一的に推進する。  
また健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第1項に基づく都道府県健康増進計画である。

## 計画期間

2024年度（令和6年度）～2035年度（令和17年度）の12年間  
2029年度（令和11年度）に中間評価

## 基本的な考え方

- 現行計画を評価し、関連計画及び健康日本21（第三次）との整合を図り、3つの基本的方向性と5つの施策の柱を設定
- 各関連計画の推進に最も寄与する指標をKPI（重要業績評価指標）、計画の達成を評価する指標をKGI（重要目標達成指標）と設定し、これらを本計画の重点健康指標として、定期的に観察・評価。

## 基本的方向性と施策の柱

※健康とは心身ともに健やかな状態のことをいう

### ➤ 3つの基本的方向性

1. 要介護とならないための予防と機能維持・向上の取組の推進
2. 県民誰もが健康になれる地域環境づくりの推進
3. 生涯を通じた健康づくりに取り組む体制の構築

### ➤ 5つの施策の柱

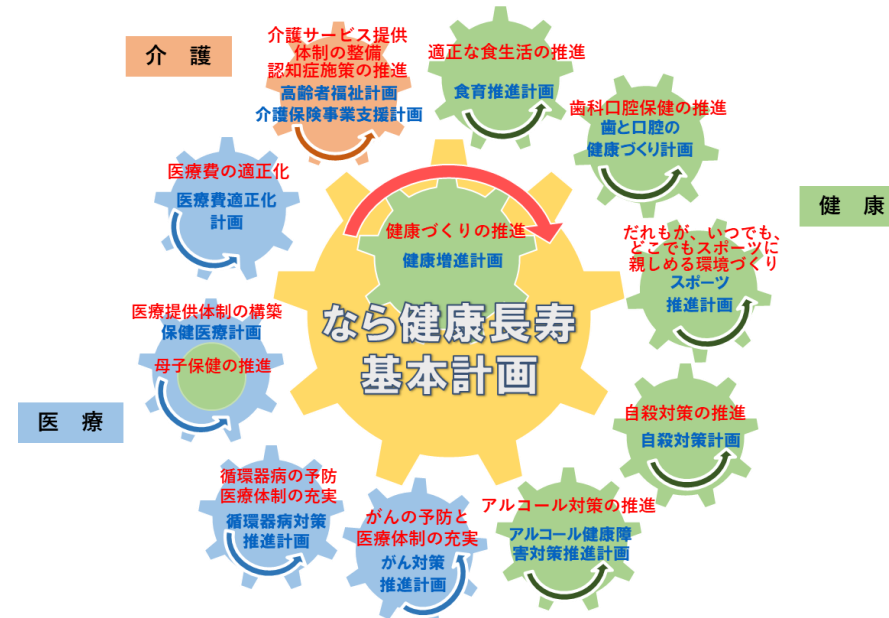
- (1) 健康的な生活習慣の普及
- (2) 生活習慣病などの疾病の早期発見・重症化予防
- (3) 疾病の重症化を防止する医療体制の充実
- (4) 地域で暮らし健康になれる環境づくり
- (5) ライフステージを通じた健康を支える仕組みづくり

## 計画の推進体制

- 多様な主体との連携及び協力（地域の関係者や民間部門等との連携および協力）
- 関係する行政分野との連携（市町村及び関係部局との連携）
- デジタル技術の活用（効果的な情報発信）
- 人材の育成等（専門職の資質向上と多職種連携）

## なら健康長寿基本計画と関連計画の連携図（案）

健康づくりと医療、介護、福祉等関連施策を総合的・統一的に推進



※世界保健機関（WHO）による健康の定義（1948年）  
健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること

# なら健康長寿基本計画（第2期）の概要

目指す姿

## 3つの基本的方向性

## 5つの施策の柱

## 取り組む分野

健康日本21  
(第三次)

1 要介護とならないための  
予防と機能維持・向上の  
取組の推進

(1)健康的な生活習慣の普及

- 1) 栄養・食生活の改善
- 2) 身体活動・運動の推進
- 3) 休養・睡眠の普及推進
- 4) 禁煙の推進
- 5) 適正飲酒の普及推進
- 6) 歯科口腔保健の推進

(2)生活習慣病などの疾病の  
早期発見・重症化予防

- 7) がんの早期発見・重症化予防
- 8) 生活習慣病の早期発見・重症化予防
- 9) 生活機能の維持・向上

個人の行動と  
健康状態の  
改善

2 県民誰もが健康になれる  
地域環境づくりの推進

(3)疾病の重症化を防止する  
医療提供体制の充実

10)疾病の重症化を防止する医療提供体制の充実

(4)地域で暮らし健康になれる  
環境づくり

- 11) 食環境整備
- 12) 受動喫煙防止
- 13) 職場における健康づくりの取組
- 14) こころの健康
- 15) 社会とのつながり
- 16) 気軽に運動できる機会の提供

社会環境の  
質の向上

3 生涯を通じた健康づくり  
に取り組む体制の構築

(5)ライフステージを通じた  
健康を支える仕組みづくり

- 17) 子どもの頃からの健康的な生活習慣の獲得
- 18) 女性の健康支援
- 19) 働き盛り世代の健康支援
- 20) 高齢者の健康支援
- 21) 最後まで自分らしく生きる支援

ライフコース  
アプローチを  
踏まえた健康  
づくり

誰もが生涯を通して健康で自分らしく心豊かに暮らすことのできる健康寿命を男女とも日本一にする